3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　安全指導や安全管理，水中や沿岸等の環境保全などに十分配慮するとともに，実験・実習などの体験的な学習活動を通して，ダイビングの安全な実施について具体的に理解できるよう指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，ダイビングの意義及び業としてのダイビングの現状と今後の展望を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(3)については，(2)と関連付けて扱うこと。イについては，減圧症の対策など基礎的な内容を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(4)については，主要なダイビング機器の構造及び使用法を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(6)については，ダイビングに関する労働安全衛生や高気圧作業安全衛生などに関する基本的な法規を扱うこと。

第22　マリンスポーツ

1　目　標

水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，水産業や海洋関連産業におけるマリンスポーツに必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) マリンスポーツについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) マリンスポーツに関する課題を発見し，海洋や河川などの自然環境を活用する者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 海洋などにおける諸活動の円滑かつ安全な実施を目指して自ら学び，水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 海の活用と環境保全

ア　海の有効活用

イ　自然環境保全

(2) フィッシング



ア　海釣り

イ　川釣り

(3) レジャーダイビング

ア　スノーケリング

イ　スキンダイビング

ウ　スクーバダイビング

(4) 海洋レジャー

ア　海上でのルールと自然現象

イ　セーリング

ウ　カヌー・カヤック

エ　その他のマリンスポーツ

(5) 安全指導と安全管理

ア　安全指導

イ　安全管理

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　水産業及び海洋関連産業におけるマリンスポーツの全体を概観できるようにするとともに，安全指導や安全管理，自然環境の保全について理解できるよう指導すること。

イ　実験・実習などの体験的な学習活動を通して，生徒の興味・関心や目的意識が高まるよう工夫して指導すること。

ウ　〔指導項目〕の(2)のア及びイ，(3)のアからウまで，(4)のイからエまでについては，生徒の実態や学科の特色に応じて，それぞれいずれかを選択して扱うことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，マリンスポーツを実施する際の海の有効利用について扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，海洋や河川で活動する場合のルールやマナーを扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，各種レジャーダイビングに関する基礎的な内容を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)については，海洋気象及び海上におけるルールやマナーを扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，指導者として安全を確保する立場を意識させながら，事故を未然に防ぐ方法や事故が発生した場合の対処法